



● 参考2. 原子力損害賠償紛争審査会の運営及び和解の申立ての処理に関する要領

平成23年4月15日
原子力損害賠償紛争審査会

原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令（以下「組織等政令」という。）第十三条の規定に基づき、以下のとおり、原子力損害賠償紛争審査会の運営並びに和解の仲介の申立て及びその処理の手続に関し必要な事項を定める。

第一章 原子力損害賠償紛争審査会の運営について

（議決に基づく和解の仲介）

第1条 原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）は、議決により、紛争の当事者に和解案を提示する。

（和解の仲介の終了）

第2条 審査会は、組織等政令第11条第1項に規定する場合のほか、前条に基づく和解案の提示、その他の事由により紛争が解決した場合、当該紛争に係る事務を終了する。

（和解の仲介の手続の指揮）

第3条 審査会における和解の仲介の手続は、会長が指揮する。

（原子力損害の賠償の範囲の判定の指針等の策定）

第4条 審査会は、議決により、原子力損害賠償の範囲の判定の指針その他の紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を策定する。

(調査等)

第5条 会長は、審査会の事務において必要と認められるときは、紛争の当事者その他の者に対して、資料の提出、文書又は口頭による意見の開陳又は説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会長は、審査会の事務においては必要な調査を、指定した委員又は専門委員に行わせることができる。

(審査会の公開)

第6条 審査会の会議は、公開して行う。ただし、和解の仲介の手続を行う場合、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。

2 審査会の会議の公開の手続その他審査会の公開に関し必要な事項は、別に会長が審査会に諮って定める。

第二章 小委員会の設置及び運営について

(小委員会の設置)

第7条 審査会は、その事務を一部処理させるため、決議により小委員会をおくことができる。

2 小委員会は、原子力損害の調査及び評価、その他審議会が決議により定める事務を行う。

3 小委員会は、委員及び専門委員のうち、会長が指名する者により組織する。

4 小委員会に主査を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 主査は、小委員会の事務を掌理する。

6 主査に事故があるときは、あらかじめ主査が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第8条 小委員会の会議は、主査が招集する。

2 小委員会は、主査又は前条第六項の規定により主査の職務を代理する者のほか、所属する委員及び専門委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 小委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

(準用)

第9条 第3条、第5条及び第6条の規定は、小委員会について準用する。この場合においては、「会長」とあるのは、「主査」と、「審査会」とあるのは、「小委員会」と読み替えるものとする。

第三章 その他

(紛争の当事者の意見陳述)

第10条 紛争の当事者は、審査会又は小委員会の会議に出席して意見を述べることを審査会又は小委員会の会議に出席して意見を述べることを審査会に申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合には、会長は、出席すべき会議及びその期日を指定し、当該当事者にこれを通知する。

3 第一項に基づいて審査会又は小委員会に出席して意見を述べる者は、やむを得ない事由があるときは、会長の許可を得て、代理人にこれを行わせ、又は補佐人とともにこれを行うことができる。

(会議録)

第11条 審査会又は小委員会の会議の開催日時、出席者及び会議の概要是会議録に記載するものとする。

2 会議録は、文部科学省研究開発局原子力課において作成し、保存する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、審査会の議事の手続その他の審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、審査会の決定の日（平成二十三年四月一五日）から施行する。

お問い合わせ先

研究開発局原子力損害賠償対策室

(研究開発局原子力損害賠償対策室)

[文部科学省ホームページトップへ](#) [ページの先頭に戻る](#)

[お知らせ](#) | [政策について](#) | [白書・統計・出版物](#) | [申請・手続き](#) | [文部科学省について](#) | [教育](#) | [科学技術・学術](#) | [スポーツ文化](#)

[ご意見・お問い合わせ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権について](#) | [アクセシビリティへの対応について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号：03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP電話代表)
[案内図](#)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology